## 国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準に基づく取扱いの一部改正について

改正理由:特任教員制度の変更に伴う区分の追加に伴い,所要の改正を行うものである。

改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
第1 〔省略〕 2 「教育研究基礎経費」の額は、次の各号に掲げる教員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 大学教員 一人当たり120,000円 (2) 特任教員 (I種) 前号に規定する額の60% (3) 特任教員 (II種) 第1号に規定する額の20% (4) クロスアポイントメント教員 第1号に規定する額にクロスアポイントメント制度適用申請書中の「本学の業務割合」を乗じて得た額 3 〔省略〕	第1 〔省略〕 2 「教育研究基礎経費」の額は、次の各号に掲げる教員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 大学教員 一人当たり120,000円  (2) 特任教員 前号に規定する額の20% (3) クロスアポイントメント教員 第1号に規定する額にクロスアポイントメント制度適用申請書中の「本学の業務割合」を乗じて得た額 3 〔省略〕
〔省略〕	〔省略〕
附 <u>則</u> この取扱いは、令和4年12月15日から施行し、令和5年度教育研究経費の配分から 適用する。	